

【重要】一部高速道路の通行料金の取扱

6月3日(土)0:00より、阪神高速とNEXCO西日本の高速道路の料金体系が変更になります。これに伴う注意点をお知らせします。

【阪神高速路線(京都線除く)】

京都線(山科~巨椋池)はETCの有無に関わらず普通車460円

ETCなし

1回あたりの利用料が1300円(旧:930円)に変更されます。

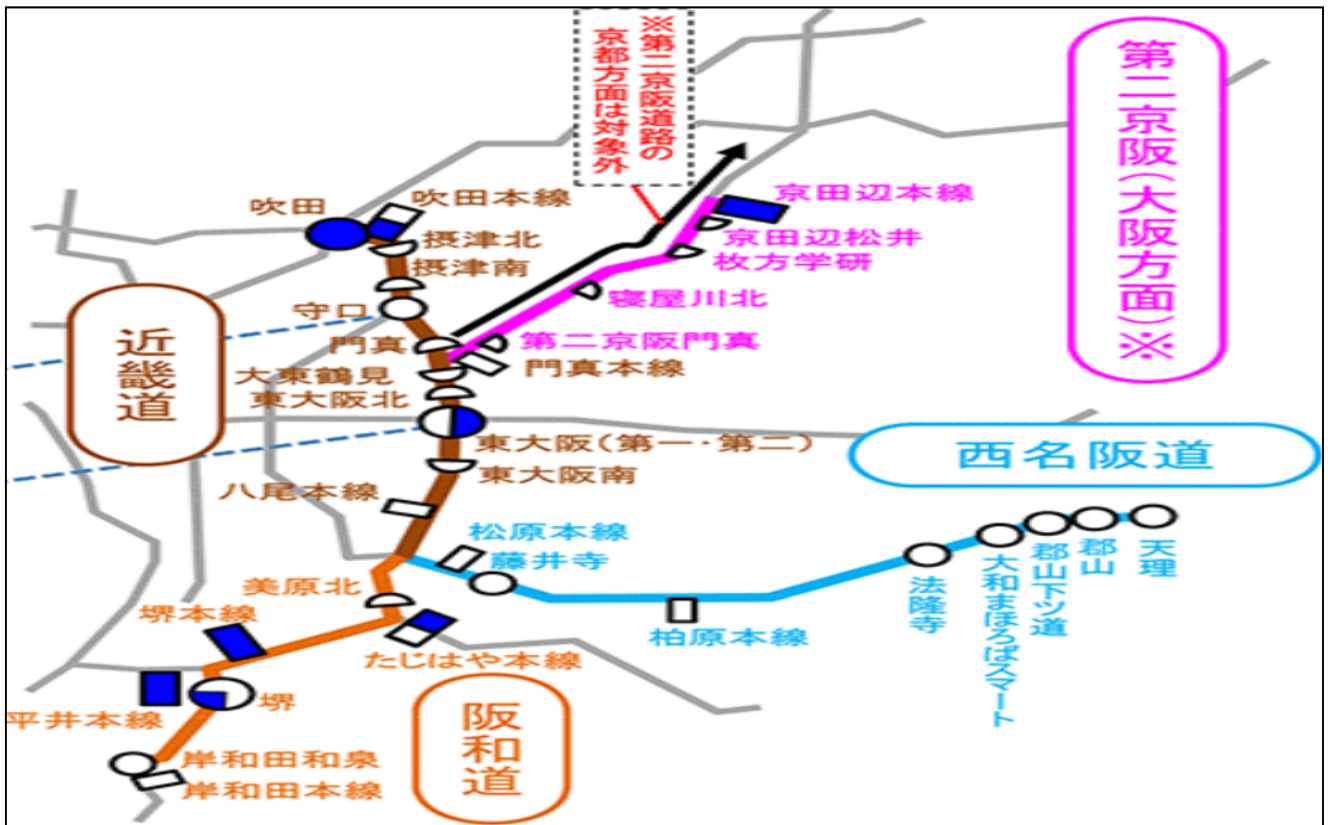
ETCあり

距離制料金が細分化されて、料金幅が300~1300円に変更されます。

※従来は510~930円



【NEXCO西日本の下記路線】



近畿道/阪和道（長原IC～岸和田和泉IC）/西名阪道/第二京阪道路

ETCあり

距離制料金に変更されましたが、ETC機器が正しい利用料金を表示しないため、下記の条件を満たしたタクシーは、上記路線部分のみNEXCO西日本の負担となります。阪神高速・名神高速など他の高速道路を利用した部分は利用料金が発生します。

【重要】

上記路線を通行する場合は、ETCカードを抜いて料金所を通過してください
上記路線を經由しない場合は、従来通りで結構です

【適用条件】

- ① 実車中のETC搭載タクシー車両（ハイヤー不可）
- ② 当該路線の一般（ETC不可）料金所を利用
- ③ 料金所でETCカードを提示し、実車タクシーであることを伝える
- ④ ETCカードに「負担対象道路」の手続きを行い、対象以外の利用通行料が発生した場合は金額が手書きされた「利用証明書」をうけとる
- ⑤ 運賃清算は、「利用証明書」記載の通行料をメーターに入力して清算

※ 後日送付いたします「お客様へのお知らせ文」を車内掲示し、質問があった場合にはNEXCO西日本で説明を受けていただくようご案内ください。

ETCなし

NEXCO西日本の負担対象となりません。従来通り、現金でご精算ください。